

関税法施行規則等の一部を改正する省令（案）新旧対照条文目次

○ 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）	1
○ 通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）（第二条関係）	4
○ 関稅定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）（第三条関係）	5
○ 関稅暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（第四条関係）	6

改 正 案	現 行
<p>（電子情報処理組織の使用の特例）</p> <p>第七条の六 令第五十九条の七第四項（特定輸出者等の輸出申告手続）（令第六十五条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同項に規定する輸出申告を行うことができないことについて税関長が認められた場合とする。</p> <p>（法令遵守規則の記載事項）</p> <p>第八条の三 法第六十七条の六第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 特定輸出申告（法第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>ロ、ヌ (省 略)</p> <p>二 (省 略)</p>	<p>（法令遵守規則の記載事項）</p> <p>第八条の三 法第六十七条の六第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項</p> <p>(1) 同 上</p> <p>(2) 特定輸出申告（法第六十七条の三第六項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>(3)・(4) 同 上</p> <p>ロ、ヌ 同 上</p> <p>二 同 上</p>

(申請書の記載事項)

第八条の四 令第五十九条の十六第一項第三号(認定製造者の認定の申請の手続等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一〜五 (省 略)

六 特定製造貨物輸出申告(法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。)に関する業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴
七〜九 (省 略)

(届出書の記載事項)

第八条の六 (省 略)

(電子情報処理組織の使用の特例)

第九条 令第五十九条の二十第二項(特例輸入者等の輸入申告手続)(令第三十六条の三第八項(令第五十条の二、第五十一条の四第四項及び第五十一条の十二第八項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して令第五十九条の二十第二項に規定する輸入申告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

(申請書の記載事項)

第九条の六 令第六十九条第一項第三号(認定通関業者の認定の申請

(申請書の記載事項)

第八条の四 令第五十九条の十六第一項第三号(認定製造者の認定の申請の手続等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一〜五 同 上

六 特定製造貨物輸出申告(法第六十七条の三第四項(輸出申告の特例)に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。)に関する業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴
七〜九 同 上

(届出書の記載事項)

第九条 同 上

(申請書の記載事項)

第九条の六 令第六十九条第一項第三号(認定通関業者の認定の申請

の手續等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 三 (省 略)

四 法第七十九条第三項第一号イからホまで(通関業者の認定)のいずれかに該当する場合には、その事実

五 (省 略)

六 前号に規定する営業所のうち、特例申告貨物(法第七条の第二項(申告の特例)に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の八第一号イ(2)において同じ。)に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告(法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。)を行う予定の営業所の名称

七 (省 略)

(輸出及び輸入に関する業務の基準)

第九条の七 法第七十九条第三項第二号(通関業者の認定)に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 (省 略)

二 特定委託輸出申告において、令第五十九条の七第二項において準用する同条第一項(特定輸出者等の輸出申告手続)により適用する令第五十八条(輸出申告の手続)に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、税関長が適当と認める方法によりの確に確認する体制が整備されていること。

三 五 (省 略)

の手續等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 三 同 上

四 法第七十九条第三項第一号イからチまで(通関業者の認定)のいずれかに該当する場合には、その事実

五 同 上

六 前号に規定する営業所のうち、特例申告貨物(法第七条の第二項(申告の特例)に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の八第一号イ(2)において同じ。)に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告(法第六十七条の三第六項(輸出申告の特例)に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。)を行う予定の営業所の名称

七 同 上

(輸出及び輸入に関する業務の基準)

第九条の七 法第七十九条第三項第二号(通関業者の認定)に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 同 上

二 特定委託輸出申告において、令第五十九条の五第二項において準用する同条第一項(特定輸出申告の申告事項等)により適用する令第五十八条(輸出申告の手続)に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、税関長が適当と認める方法によりの確に確認する体制が整備されていること。

三 五 同 上

○ 通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（通関業許可申請書の添付書面）</p> <p>第一条 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号。以下「法」という。）<u>第四条第二項</u>に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。</p> <p>一 申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面及び履歴書（申請者が法人である場合には、その定款、登記事項証明書並びに役員（<u>法第六条第十号</u>に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）の名簿及び履歴書）</p> <p>二 （省 略）</p> <p>三 申請者（申請者が法人である場合には、当該法人及びその役員（<u>法第六条第三号から第九号まで及び第十一号</u>のいずれにも該当しない旨のこれらの者の宣誓書</p> <p>四〇七 （省 略）</p> <p>（許可の承継に係る承認申請の添付書面）</p> <p>第二条 前条の規定は、通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号。以下「令」という。）<u>第三条第三項</u>に規定する財務省令で定める書面について準用する。</p>	<p>（通関業許可申請書の添付書面）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一 申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面及び履歴書（申請者が法人である場合には、その定款、登記事項証明書並びに役員（<u>法第六条第八号</u>に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）の名簿及び履歴書）</p> <p>二 同 上</p> <p>三 申請者（申請者が法人である場合には、当該法人及びその役員（<u>法第六条第三号から第七号まで</u>のいずれにも該当しない旨のこれらの者の宣誓書</p> <p>四〇七 同 上</p> <p>（許可の承継に係る承認申請の添付書面）</p> <p>第二条 前条の規定は、通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号。以下「令」という。）<u>第二条の二第三項</u>に規定する財務省令で定める書面について準用する。</p>

○ 関税率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（航空機の発着等を安全にする新規発明品等の免税の確認申請手続）</p> <p>第六条の二 前条第十三号の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする物品の製造者、製造地、品名、型式、性能、数量、価格、用途及び使用の場所、その輸入の目的、予定時期及び予定地並びに当該物品が新規の発明に係るものであること、又は本邦において製作することが困難なものであることの事由及びその同種品又は類似品について同号の規定による確認を既に受けたことがあるかどうかを記載した申請書を当該物品の輸入申告をする税関長に提出しなければならない。</p> <p>（払戻し申請書の添付書類）</p> <p>第十三条 令第五十三条の三第二項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続）に規定する財務省令で定める書類は、令第五十二条第一項に規定する貨物に係る場合に添付するものとし、当該書類は、当該貨物の製造に使用した原料品のうち関税の払戻しを受けようとする原料品の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書とする。</p>	<p>（航空機の発着等を安全にする新規発明品等の免税の確認申請手続）</p> <p>第六条の二 前条第十三号の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする物品の製造者、製造地、品名、型式、性能、数量、価格、用途及び使用の場所、その輸入の目的、予定時期及び予定地並びに当該物品が新規の発明に係るものであること、又は本邦において製作することが困難なものであることの事由及びその同種品又は類似品について同号の規定による確認を既に受けたことがあるかどうかを記載した申請書を、その輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>（払戻し申請書の添付書類）</p> <p>第十三条 令第五十三条の三第二項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の申請書の添付書類）に規定する財務省令で定める書類は、令第五十二条第一項に規定する貨物に係る場合に添付するものとし、当該書類は、当該貨物の製造に使用した原料品のうち関税の払戻しを受けようとする原料品の輸入の許可書又はこれに代わる当該原料品の輸入地の税関の証明書とする。</p>

○ 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（本邦で製作が困難な素材についての確認の申請手続）</p> <p>第二条 前条の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする物品の製造者、製造地、品名、型式、性能、数量、価格、用途及び使用の場所、その輸入の目的、予定時期及び予定地並びに当該物品が本邦において製作することが困難であることの事由及びその同種品又は類似品について同条の規定による確認を既に受けたことがあるかどうかを記載した申請書を当該物品の輸入申告をする税関長に提出しなければならない。</p>	<p>（本邦で製作が困難な素材についての確認の申請手続）</p> <p>第二条 前条の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする物品の製造者、製造地、品名、型式、性能、数量、価格、用途及び使用の場所、その輸入の目的、予定時期及び予定地並びに当該物品が本邦において製作することが困難であることの事由及びその同種品又は類似品について同条の規定による確認を既に受けたことがあるかどうかを記載した申請書をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p>